

とうきょう すくわくプログラム推進事業補助金FAQ 第三版

(私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立特別支援学校幼稚部向け) 【生活文化スポーツ局】

※私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園、私立特別支援学校幼稚部については、以下、「私立幼稚園等」とします。

分類	質問	回答
1 事業概要	「とうきょう すくわくプログラム」とは何でしょうか？	「とうきょう すくわくプログラム」とはすべての乳幼児の「伸びる・育つ(すくすく)」と「好奇心・探究心(わくわく)」を応援する幼保共通のプログラムです。令和5年度の実践協力園の実践を踏まえ、探究活動の工夫や子供の好奇心・探究心を高めるヒントを、具体的な活動事例とともに「とうきょう すくわくプログラム」として取りまとめました。下記に掲載しておりますので、ご参照ください。 <a href="https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogram">https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogram</a>
2 事業概要	「とうきょう すくわくプログラム」の目的を教えてください。	乳幼児の豊かな心の育ちをサポートするため、主体的・協働的な探究活動を通じて幼児教育・保育の充実を図ることを目的としています。
3 探究活動	探究活動とは、どのような活動ですか？	各私立幼稚園等の環境や強みを活かしながら、「光」「音」「植物」など各私立幼稚園等が選択するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じて主体的・協働的に行う活動です。活動を通して何かができるようになる、といった結果や目的よりも、子供たちが自ら興味を持ち、夢中になって遊び、発見する過程を積み重ねることを重視しています。活動内容はあらかじめ決まっているものではなく、子供たちの興味関心をもとに自由に作り上げていくものです。各私立幼稚園等の環境や強み、下記に紹介している取組例等を参考にしながら、探究活動に取り組んでみてください。  (詳細は別紙「とうきょう すくわくプログラム」 <a href="https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogram">https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogram</a> をご参照ください。)
4 探究活動	探究活動のプロセスを教えてください。	以下の①～⑤のプロセスが基本的な探究活動の流れとなります。 ①テーマを決める ②問いを考える ③環境をデザインする ④探究活動を実践し、記録する ⑤振り返る・共有する  なお、上記プロセスのポイントは以下の通りです。 ✓各私立幼稚園等の環境や強みに応じたテーマを設定し、テーマに応じた素材や道具を準備することで子供たちが遊び込める環境を整えます。 ✓子供たちは、子供同士や教諭・保育者との関わりの中で、自ら興味をもって試し、考えながら「探究」を重ねていきます。 ✓教諭・保育者は子供の問いに対し、単に答えを与えるのではなく、声かけ等の関わりによって一緒に「探究」を深めていきます。また、活動を振り返り、子供の好奇心・探究心を更に促せるよう、探究活動のデザイン・実践を繰り返します。  (詳細は別紙「とうきょう すくわくプログラム」 <a href="https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogram">https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/sukuwakuprogram</a> をご参照ください。)
5 探究活動	5つのプロセスの一部を満たせば補助対象になりますか？例えば、子供達が遊んでいる様子を、アプリや写真により記録すれば補助を受けられますか？	5つのプロセスに沿って探究活動を行う必要があり、プロセスの一部を満たすだけでは補助の対象にはなりません。
6 探究活動	全学年・全員を対象としなければならないのでしょうか？それとも、一部のクラスを対象を絞ってもよいのでしょうか？	私立幼稚園等の御事情に合わせ、一部のクラスのみを対象としても問題ありませんが、なるべく多くの子供達を対象とするようご検討ください。
7 探究活動	全学年・全員でなく、一部のクラスを対象を絞ってもよいとのことですが、クラスの中の一部のみを対象としてもよいのでしょうか？	各私立幼稚園等のご事情により、全学年・全員での実施が難しく、対象を絞る際は、クラスの中の一部のみではなく、クラスを単位として対象としてください。
8 探究活動	活動はグループ単位で行う必要があるのでしょうか？	実施要綱第5 1(4)にある通り、活動は「グループ単位」で行ってください。ただし、活動の人数や規模は、園や年齢に応じて変わります。子供の声に耳を傾けることができる環境が重要となるので、活動においては、各園の実情に合わせて、様々試しながら実践してください。
9 補助金(予算)	負担割合は、都で6年間の10/10補助なののでしょうか？	お見込みの通りです。
10 補助金(予算)	1施設あたりの上限額はいくらですか？	令和6年度は、1施設あたり150万円です。
11 補助金(予算)	定額補助ではなく、取組にかかった費用の補助でしょうか？	定額補助ではありません。取組にかかった費用を、上限150万円の中で補助します。
12 補助金(対象)	補助対象の施設を教えてください。	生活文化スポーツ局では、私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立特別支援学校幼稚部を対象としています。
13 補助金(対象)	補助期間はいつまででしょうか？	令和6年度、7年度、8年度に開始した場合、採択年度から6年間補助します。 例1) 令和6年度開始⇒令和11年度までの6年間 例2) 令和7年度開始⇒令和12年度までの6年間 例3) 令和8年度開始⇒令和13年度までの6年間
14 補助金(対象)	申請と報告は毎年度必要でしょうか？	単年度補助のため、毎年度交付申請書類と実績報告書類の提出が必要となります。

15	補助金（対象）	一度始めたら、6年の間、毎年度実施する必要がありますか？	6年間の間で補助を申請しない年度があっても問題ありませんが、可能な限り継続していただきたいと考えています。ただし、補助期間は開始年度から6年間であり、途中で申請しない年度があっても、開始年度から6年後で補助が終了となることに御注意ください。
16	補助金（対象）	7年目以降はどうなるのでしょうか？	開始年度から6年間で補助は終了予定です。
17	補助金（対象）	開始年度から6年間で補助は終了予定とのことですが、開始年度はどのように判断されますか？	交付申請ののち、交付決定された年度が、事業開始年度となります。
18	補助金（対象）	各私立幼稚園等で雇う外部講師も対象となりますか？	各私立幼稚園等で雇う外部講師も補助の対象となります。 なお、各私立幼稚園等の教諭・保育者が主体性を持って関わることにより、探究活動の理解と取組を深めていくことが目的であるため、保育者が関わらない場合、補助対象外となります。
19	補助金（対象）	委託事業により実施することも可能でしょうか？	<b>本事業は、教諭・保育者が内容検討や探究活動に主体的に関わり知見を深めることが必要です。実施に当たり、例えば、活動へのサポートの位置付けで部分的に外部委託等により実施することは可能ですが、すべてを外部委託等で実施し、教諭・保育者が関わらない場合、補助対象外となります。</b>
20	補助金（対象）	委託事業により実施することを検討しており、事業者から活動内容の提案を受けていますが、留意点がありますか？	<b>本事業は、教諭・保育者が内容検討や探究活動に主体的に関わり知見を深めることが必要です。実施に当たり、例えば、活動へのサポートの位置付けで部分的に外部委託等により実施することは可能ですが、すべてを外部委託等で実施し、教諭・保育者が関わらない場合は、補助対象外となります。</b> なお、外部委託による活動に際し、東京都が特定の教材やプログラム等を推奨することはしておりません。探究活動の検討の中でご不明な点がある場合は、東京都が発信する各種情報を参照頂くほか、問合せ先までお問合せください。
21	補助金（対象）	すべてを外部委託等で実施し、教諭・保育者が関わらない場合を対象外とするのはなぜでしょうか？	<b>No.2に記載のとおり、「とうきょう すくわくプログラム」は「主体的・協働的な探究活動を通じて幼児教育・保育の充実を図る」ことが目的です。このため、保育者がNo.4に記載の探究活動の5つのプロセスのすべてに主体的に関わり、保育者自身の知見を深めることが必要です。なお、No.5に記載のとおり、プロセスの一部を満たすだけでは補助の対象になりません。</b>
22	補助金（対象）	テーマは複数設定できますか？	複数のテーマを設定いただくことは可能ですが、それぞれのテーマに対し、一定程度（月を単位として複数月）継続していただく必要があります。
23	探究活動（対象）	テーマを複数設定してよいということですが、クラスごとに違うテーマで活動してもよいということでしょうか？	お見込みの通りです。なお、No.21に記載の通り、それぞれのテーマに対し、一定程度（月を単位として複数月）に取組を行うことが必要となります。ただし、No.8に記載のとおり、活動はグループ単位で行ってください。
24	補助金（対象）	補助対象となるテーマの例示はありますか？	各私立幼稚園等の環境や強みに応じたテーマ設定を御検討ください。令和5年度の実践協力園が取り組んだテーマの一例は、「光」「音」「自然との関わり」「表現」です。
25	探究活動（対象）	6年間を通して、同じテーマで継続しなければならないのでしょうか？	テーマは、毎年同じである必要はありません。
26	補助金（対象）	プログラムは、教育の時間内に行うものでしょうか？時間外に行うものも含まれますか？	原則として、プログラムは教育の時間内に実施していただき、幼児教育の充実を目指していただくものとなります。
27	補助金（対象）	在園児以外を対象としてもよいですか？	実施要綱第4対象児童に記載の通り、本事業の対象者は、幼稚園・保育所等に通う0歳児から6歳児であり、教育の時間内で、在園児を対象に行う探究活動が対象となります。
28	補助金（対象）	年に1回の取組も対象となりますか？	年に1回の取組は対象となりません。要綱に記載のとおり、「一定程度継続的（月を単位として複数月）」に行われる取組が対象となります。
29	補助金（対象）	対象となる取組の実施期間を教えてください。	【4月から対象となるケース】 令和6年3月14日に行った「令和5年度とうきょう すくわくプログラム実践報告会」の録画を視聴し、4月末までにアンケートに回答した上で、令和6年6月に行われる研修会を視聴し、アンケートに回答した場合は、令和6年4月1日からとなります。  【6月の研修会後から対象となるケース】 令和6年6月研修会動画を視聴し、期日までにアンケートに回答した場合は、令和6年6月の研修会動画配信日以降からとなります。
30	補助金（要件）	6月の研修会の開催形式をお教えてください。	YouTubelにて収録済みの動画を配信しております。配信日以降、いつでも御覧いただくことが可能です。
31	補助金（要件）	6月の研修会を見て、アンケートに回答するのは必須でしょうか？	必須です。必ず私立幼稚園等に所属する職員が視聴の上、アンケートを御回答ください。 ※3月の「令和5年度とうきょう すくわくプログラム実践報告会」に参加し、4月末までにアンケートに回答した場合でも、6月の研修会の視聴は必須です。6月の研修会を視聴し、アンケートに漏れなく御回答ください。
32	補助金（要件）	6月の研修会を見て、アンケートに回答した場合、何月から補助対象となりますか？	6月の研修会配信日（令和6年6月26日）以降が補助対象となります。 ※令和6年研修会配信日以降から令和7年3月31日の活動経費が対象となるため、領収書は同期間のものである必要があります。
33	補助金（要件）	3月の「令和5年度とうきょう すくわくプログラム実践報告会」を視聴していませんが、4月から補助対象とすることはできますか？	4月から対象とすることはできません。上限は年間150万円であり、開始月による差はないため、6月の研修会配信日（令和6年6月26日）以降で実施してください。
34	補助金（要件）	アンケートは、私立幼稚園等ごとに回答が必要でしょうか？法人でまとめて回答してもよいでしょうか？	アンケートへの回答が補助の要件となっており、私立幼稚園等ごとに回答が必要です。

35	補助金（要件）	法人の事務担当者が見ればよいでしょうか？	各私立幼稚園等の活動を補助する趣旨のため、各私立幼稚園等に所属する職員の方にそれぞれ見ていただく必要があります。
36	補助金（要件）	アンケートの回答期限は、いつでしょうか？	令和6年8月20日（火）が回答期限となります。
37	補助金（要件）	実施を検討中で決定したわけではないので、6月26日配信開始の実践研修会の動画の視聴、アンケート回答は不要でしょうか？	6月26日配信開始の実践研修会の動画視聴とアンケート回答が補助の要件となっているため、実施を検討中の場合は、令和6年8月20日までに、忘れずに回答してください。
38	補助金（要件）	6月26日配信開始の実践研修会の動画はいつまで視聴可能でしょうか？	令和6年3月14日の「令和5年度とうきょう すくわくプログラム実践報告会」、同年6月26日配信開始の「令和6年度とうきょう すくわくプログラム実践研修会」とも、視聴期限を設けていないため、いつでも視聴可能です。ただし、補助の要件であるアンケートの回答は、必須が令和6年8月20日のため、忘れずにご回答ください。 <動画のURL> ・令和6年3月14日「令和5年度とうきょう すくわくプログラム実践報告会」 【 <a href="https://www.youtube.com/live/4nouoA9MSZc">https://www.youtube.com/live/4nouoA9MSZc</a> 】 ・令和6年6月26日配信開始「令和6年度とうきょう すくわくプログラム実践研修会」 【 <a href="https://www.youtube.com/live/d460WMPcgG4">https://www.youtube.com/live/d460WMPcgG4</a> 】
39	補助金（要件）	実践研修会のアンケートの回答をしたいが、回答先が分かりません。	【私立幼稚園、私立幼稚園型認定こども園、私立特別支援学校幼稚部等】 S1121501@section.metro.tokyo.jp へアンケート（エクセル）を提出 アンケート様式（エクセル）は、下記HPに掲載しています。 <a href="https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000002398.html">https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000002398.html</a> なお、以下の施設類型のアンケートの回答リンクは下記のとおりです。施設類型ごとに異なるので、ご留意頂くようお願いいたします。 【社会福祉法人等】 <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/589131">https://logoform.jp/form/tmgform/589131</a> 【公立保育園、株式会社等】 <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/589134">https://logoform.jp/form/tmgform/589134</a> 【公立幼稚園、都立特別支援学校等】 <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/589136">https://logoform.jp/form/tmgform/589136</a>
40	補助金（要件）	既存の取組の中で、すでに探究を実践していれば、既存の取組をすることで補助が出るという認識でよいでしょうか？	既に各私立幼稚園等で行っている取組も、探究活動としての取組であれば対象となります。単に知識や技術を教えるというのではなく、教諭・保育者が活動の中で子供にどのように関わり、子供の探究を促せるかというプロセスを重視します。 既存の取組であっても、No.4に記載の5つのプロセスに沿って行うことが必要です。
41	補助金（問合せ）	問合せ先はどこでしょうか？	以下の通りとなります。 ・探究活動に関すること 東京都子供政策連携室企画調整部 電話 03-5388-3812  ・交付申請から交付決定、所要資料等の手続きに関すること 生活文化スポーツ局私学部 電話 03-5388-3182 E MAIL S1121501@section.metro.tokyo.jp
42	補助金（対象）	対象経費の詳細を教えてください。	乳幼児の豊かな心の育ちをサポートするため、主体的・協動的な探究活動を通じて幼児教育の充実を図ることを目的とし、「とうきょう すくわくプログラム」に基づき探究活動を実施するために必要な経費が対象となります。具体的には、以下の経費です。（要綱別表参照） <補助対象経費> 給料手当（非常勤職員に対するもの）、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、備品購入費、通信運搬費、広告料、手数料、雑役務費、委託料、保険料、使用料及び賃借料、工事費
43	補助金（対象）	研修費は対象ですか？	探究活動に直接還元できる研修に関しては対象です。ただし、研修を受講しただけで、探究活動を実施しない場合は対象となりません。 なお、申請例は以下のとおりです。 例：・受講料等→「雑役務費」 ・教諭、保育者の会場までの交通費→「旅費」 ・講師を招いて行う研修→「報償費」
44	補助金（対象）	「給料手当」や「委託料」に私立幼稚園等の他の取組等が含まれる場合、とうきょう すくわくプログラム分の対象経費はどのように考えればよいのでしょうか？	按分等の方法により、とうきょう すくわくプログラムの探究活動に関わっていたということの証明をして頂ければ、対象となります。（例：見積書等に「とうきょう すくわくプログラム活動に従事」又は「とうきょう すくわくプログラム実施手当」等と記載） ※給料手当については、非常勤職員のみが対象となります。
45	補助金（対象）	対象経費に挙げられている費用種別の範囲で、探究活動の実施につなげていくことができれば、対象経費として申請できますか？	No.4 1に記載の通り、「とうきょう すくわくプログラム」に基づき探究活動を実施するために直接必要な経費が対象です。No.4に記載している5つのプロセスに沿った探究活動で、乳幼児へ直接還元される活動に用いた経費を補助します。
46	補助金（対象）	補助対象経費の中に「旅費」がありますが、海外研修のための渡航費用等も認められますか？	旅費は、国内旅費のみが対象となり、国外旅費は対象外です。
47	補助金（対象）	工事費を申請したいのですが、対象となりますか？	工事後、探究活動を実施する当該年度分が対象となります。複数年の工事の場合、工事のみで活動を実施できない年度分は対象外です。
48	対象主体	個人立幼稚園等（旧102条園）も申請の対象となりますか？	個人立幼稚園等（旧102条園）も申請の対象となります。
49	補助要件	補助要件を教えてください。	以下のとおり実施することが要件となります。 ・研修会等の視聴 ・継続的な探究活動の実践 ・活動報告書等の作成とホームページ等での対外的な公表

50	他の補助金との関係	経常費補助に申請した内容は申請できますか。	経常費補助における特別補助や施設型給付費における各種加算等、他の補助金の対象となっている取組については、対象とすることができません。
51	対象となる経費	令和6年度より前に締結した複数年度にわたる契約の場合、対象となりますか。	令和6年度に係る部分のみ対象として構いません。 (例) 令和5年2月から令和6年12月までの委託契約の場合、実施対象期間(令和6年4月又は令和6年6月研修会動画配信日)から令和6年12月までの支払金額については対象となります。 ※実施対象期間はNo.28を参照ください。
52	対象となる経費	補助対象となる物品を購入した際に、ポイントが付与されました。このポイントは、1ポイント=1円の割引に使用できるものです。この取扱いは、どのようにすればよいのでしょうか。	左記の性質を持ったポイントを取得した場合は、補助対象経費から相当額を差し引くようにしてください。
53	交付申請	交付申請時にはどのような書類の提出が必要になりますか。	下記の書類の提出を依頼します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 交付申請書(別記第1号様式)</li> <li>• 交付申請(別記第1号様式別紙2)に記載した内容の根拠書類(周知文書(パンフレット等)又は実施計画書等、実施内容がわかる書類の写しを提出してください)</li> <li>• 印鑑登録証明書(令和6年7月1日以降に取得したもの)</li> <li>• 実践研修会アンケート※未提出の場合のみ。</li> </ul>
54	実績報告	実績報告時にはどのような書類の提出が必要になりますか。	現時点で、下記の書類の提出を依頼する予定です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 実績報告書(別記第2号様式)</li> <li>• 支払の事実が確認できる書類(領収書の写し等)</li> <li>• 活動報告書等、実績報告(別記第2号様式別紙2)に記載した内容の根拠書類(園だより、保育日誌でも可能ですが、活動報告書の様式例に記載している項目を満たした書類をご提出ください。)</li> </ul> <b>※取組実施後に作成したもの</b>
55	実績報告	「実績報告(別記第2号様式別紙2)に記載した内容の根拠書類」とは具体的に何を提出すればよいのでしょうか。	活動報告書等(園だより、保育日誌でも可能ですが、活動報告書の様式例に記載している項目を満たした書類をご提出ください。)取組を行ったことが分かる書類を提出してください。 <b>「計画」や「予定」のみが記載されているものは根拠書類となりません。</b>
56	実績報告	「活動報告書等」には何を記載すればよいのでしょうか?	「活動報告書」の記載項目は以下の通りです。同様の項目の記載があれば、参考様式ではなく、任意様式でも構いません。 <記載項目> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 活動のテーマ(テーマ、テーマの設定理由)</li> <li>• 活動スケジュール</li> <li>• 活動のために準備した素材や道具、環境の設定</li> <li>• 探究活動の実績(活動の内容、活動中の子供達の姿・声、子供同士や教諭との関わり、活動の様子がわかる写真(2枚以上)※公開可能なもの)</li> <li>• 振り返り(振り返りによって得た先生の気づき)</li> </ul> なお、「活動報告書等」を作成し、対外的に公表することは、補助の要件であると同時に、事例を対外的に発信することにより取組の事例が広がり、更なる実践の充実につなげていくことを目的としています。
57	実績報告	「活動報告書等」をホームページ等に掲載する場合、期間はいつまででしょうか?	実施年度の翌年度末(例:令和6年度申請事業については、令和7年度末)まで掲載してください。事例を対外的に発信することで、取組の事例が広がり、更なる実践の充実につなげていくことを目的としています。翌年度末までの掲載は難しい等、ご事情がある場合には、公表したことがわかる、紙媒体への出力資料を保管してください。